



# 冤罪・布川国賠ニュース

第8号 2014.2.11

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

東京地裁民事第24部・石栗正子裁判長～

水戸地検土浦支部と茨城県警に

**供述証拠** (録音テープ・捜査報告書を含む) **の送付を依頼する決定!!**

**1月22日・進行協議**

**原告本人ほか、関係者の供述証拠  
の送付嘱託を決定**

2014年1月22日午後2時から行われた進行協議の中で、石栗正子裁判長は、弁護団が求めている未開示証拠全部の文書送付嘱託申立てのうち、水戸検察庁土浦支部と茨城県警にある原告本人・杉山卓男・関係者の供述証拠について提出を求める(送付を依頼する)決定をしました。

谷萩陽一弁護団長談 「原告側が検察警察の保管している全ての未開示記録の文書送付嘱託の申立てをしていたのに対し、裁判所が、関係者の供

述証拠に限ってではあるが、検察がこれまで提出しなかった全ての証拠、警察がまだ検察に送っていない全ての証拠の送付を嘱託するという決定を出した。供述証拠には録音テープや捜査報告書も含まれる。嘱託に応じる義務はないものの、裁判所が必要性を認めてここまでの決定を出したというのは画期的だ。検察警察の対応が厳しく問われる。」

弁護団としては、さらに証拠の目録をはじめとして認められなかった未開示証拠についての開示を要求していく方針だそうです。

支援する会では、3月5日11時から最高検に対して文書送付嘱託に応ずるよう要請します。ぜひご参加ください。

**第5回裁判期日3月5日(水) 裁判期日行動**

**「証拠を開示せよ!!」の声を!**

**最高検に、裁判傍聴に!!**

- |        |   |
|--------|---|
| 11:00～ | 最高検要請(文書送付嘱託に応じるよう要請!) 弁護士会館1階 10:50 集合 |
| 12:00～ | 地裁前宣伝                                   |
| 13:40  | 傍聴券交付(地裁正面玄関横)                          |
| 14:00～ | 第5回裁判(東京地裁103号法廷)                       |
| 15:00～ | 記者会見兼報告集会(第2興業ビル3階 虎ノ門1-2-12地図4面に)      |

## 第4回裁判 12月25日(水)報告

### いよいよ本格的論戦が始まる

12月25日第4回裁判当日、11時から久しぶりに裁判所要請が行われ、8名が参加しました。今回は署名を裁判所に提出することが目的で行われましたが、水戸からは宇野美子さん・桜井恵子さんが茨城で集めた2,727筆の署名を持って参加しました。

12時から定例の地裁前宣伝。これには18名が参加しました。

午後2時、東京地裁103号法廷で布川国賠第4回口頭弁論が行われました。傍聴者は60名ほどでした。裁判では、文書の提出予定の確認などされました。文書送付嘱託の可否について、前回の裁判で、裁判長がこの日判断をすることでしたが、その判断をさらに先に延ばしました。弁護団は一切の証拠を出すようにという立場を貫きました。

報告集会は日比谷図書文化館4階の小ホールで行われましたが、会場が満員になり、提出された書面の内容、また証拠の開示について、弁護団から解説がありました。

桜井昌司さんは、間違っって責任を問われている検察がすべての証拠を持っていて、自分たちが正しいか間違っているかを決めてしまうというのはおかしい、と怒りをあらわにしました。

谷萩弁護団長は報告集会でとくに、裁判は文書のやり取りだけで物足りないかもしれないが、支援者が多数傍聴することを裁判官は十分感じているので、今後とも多くの傍聴をお願いしたいと発言されました。次回も多数の参加をお願いいたします。

### 現在の裁判の進行状況について

～12.25 報告集会弁護団報告から～

弁護団と検察警察との違いの基本的な点は、次の点にあります。弁護団は、第2次再審請求審後



#### 12.25 裁判後の報告集会

と、すべて有罪だった確定審・第1次再審とで判断が分かれたのは、第2次再審請求審で、143点ものそれまで隠されていた証拠が開示されたからである。したがってこれらの証拠を隠して有罪を主張したことには違法があると主張しています。これに対し、検察・警察は、再審で無罪となっても、確定審の当時は違法ではなかった。開示された証拠は大したものではなかった。大したものではなかったのに結論が違ったのは、裁判官の評価が変わったためであるとの主張しているところにあります。

弁護団は、①捜査段階とくに虚偽供述の誘導、②有元検事が処分保留した後の吉田検事の起訴、③公判での偽証などの公判活動、④アリバイ捜査がされなかったこと、についてそれぞれ違法があったと主張しています。加えて今回とくに、桜井さんのアリバイにも関わってくることから、杉山さんのアリバイについての書面も提出しました。

警察（県）は今回主張書面を出さず、また主張書面を出した検察（国）も、捜査段階でもっとも重要な虚偽供述の形成過程に誘導があった点についての反論は準備が間に合わないと、まだ出していません。

#### ★文書送付嘱託について

警察は証拠はありませんと答えましたが、検察はないとは言っていません。出さない理由について検察は、被告人らのプライバシー、文書が特定されていない、出ているもので立証は十分である、出す証拠がどういう論点に必要なのか明らかでない、を挙げています。

しかし、44年もたった今、被告人だった本人の桜井さん自身が出してほしいと言っているのにプライバシーは理由になりません。また特定をと言われても、こちらは何かあるのかわかりません。責任を問われている検察自身が判断できる立場にある検察が必要性を判断していいはずありません。国は起訴する際持っていたあらゆる資料を判

断して起訴を決めると言っているのですから、弁護団はそのすべてを出してほしいと主張していません。

そして、裁判所は、先日の進行協議で、関係者の供述証拠のすべてについて文書送付嘱託を決定しました。弁護団は今後とも証拠の目録や特に重要な証拠の開示を要求していくとのことです。

## いつもと同じように

櫻井昌司

国賠裁判も実質的なやり取りが始まって2年目になりますが、裁判と言うのは、実に形式的でまどろっこしい。冤罪であることも含めて、全面否認の検察と警察を相手にしているわけですから、それも仕方ないとは言え、刑事裁判で無罪になった展開を無視したような主張や弁明の書面を読まされますと、本当に検察や警察というのは狂っていると思えなくなります。

一例を書くと、指紋と同じに現場から採取された毛髪には、「誰の物とも不明5本」があることから「これの持ち主こそ真犯人、捜査不尽」と主張した弁護団に対して、国は「被害者の毛髪に類似しているが判定しえない、と書かれているし、当時の技術は未熟で現場で採取された毛髪は、総てが被害者の物だったのだ」などと言うのです。

毛髪はDNA鑑定とは違った、形状、性質、太さなどの単純な鑑定だ。ゆえに「未熟な技術だから間違えて一致させた」と言うならば、まだしも判るが、「未熟な技術でも判定しえなかったと言うことは、違っていた」からではないのだろうか。

そもそも検察は「桜井・杉山の毛髪と現場採取毛髪のDNA鑑定をしたい」と、再審裁判で主張したが、「被害者の物」と言うならば、なぜ「鑑定したい」と強固に主張したのだろうか。「違う物」と判っていたからではないのか。自分たちに利用

できるときは「DNA鑑定に使う」と言い、都合が悪くなると「被害者の物」と言い逃れる、思考が腐れ切ってます。こんな連中を相手の裁判で正義を求めても、しょせん無理だと、身に染みて感じさせられるばかりです。

腐れ切った連中を正す闘いは、本当に大変ですが、やらなくてはなりません。黙っていても変わらないのですから、今年も精一杯の声を上げ続けたいと思っています。

皆さんもご存じのように、この春には袴田事件の決定がある見込みです。今、私は「袴田さんが犯人の証拠である味噌タンクから発見された衣類」と言われる「衣類」の嘘を実験しています。足利事件DNA再鑑定、東住吉事件のガソリン燃焼実験など、それを行えば無実が判ると、私が思って来た中の一つに、この「味噌漬け実験」があります。味噌の中に1年も付けられた衣類が「原色を保っている」なんて、絶対にありません。袴田事件の決定日に、この実験を終了して、皆さんにも見て貰うつもりですが、袴田さんは無実になるでしょう。そのとき、布川事件や東電OL殺人事件での責任を認めない検察や警察が、今までと同じに見逃されないようにするために頑張りたいと思っています。

私の裁判は、年内には証人尋問の段階に進むでしょうが、袴田事件のほかにも東住吉事件、大崎事件などの決定が続くはずで、多くの仲間力になるためにも、何時もと同じに頑張りますので、今年も宜しくお願い致します。

## ◆市民評議会セミナー開催のお知らせ◆

「証拠開示はなぜ進まないのか、実現するにはどうすればよいのか～諸外国の事例に学ぶ」

日時 2月28日(金)18:30～20:30

場所 櫻井司法研究所

講師 指宿信 成城大学法学部教授

※事前申込必要！定員 30名

※「証拠開示と公正な裁判」(現代人文社)

第1章と第5章を事前に読んで参加のこと

申し込み先 e-mail : [snow@snow.jca.apc.org](mailto:snow@snow.jca.apc.org)

## ◆ご入会ください！

- ・年会費 1000円(年度ごと)
- ・郵便振替  
口座番号 00170-8-485425  
口座名 布川国賠を支援する会

### ・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)

口座番号 4711084  
口座名 布川国賠を支援する会

※ ニュースを mail のみで受け取ることをご希望の方は mail または fax でご連絡下さい。

会員数 現在 371名

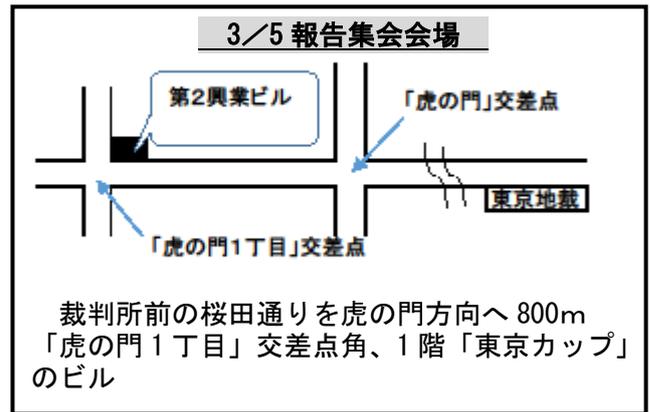
□ 関係者の供述証拠についての裁判所の文書送付囑託に対する決定を引き出すなど、桜井さん個人の責任追及以上に冤罪事件をなくすための活動としての意義が高まっています。ぜひご入会ください！

◆桜井さんが始めたネット署名「取調べの全過程可視化と全証拠開示で冤罪を無くそう！」にご協力ください

アドレス : <http://www.change.org/stop-enzai>

署名数 3,869名(2月4日現在)

※画面上で、名前・アドレス記入の上、「賛同」をクリック！



## ◆署名をありがとうございます

署名数 総計 4,819筆！(2月5日現在)

救援会兵庫県本部 34 救援会北九州総支部 20 救援会大阪府本部 62 南紀代子 21 粕野健一 5 救援会太田支部 63 布川事件茨城の会 2727 鈴木都子 5 久保田洋子 6 JMIU 池貝支部 9 桜井恵子 14 石井由美子 50 福田磨理子 35 (敬称略)

## 日程経過

12月7日(土)再審冤罪事件全国連絡会総会

12月8日(日)無実死刑囚奥西勝さん袴田巖さんを救え！

12.8 冤罪被害者支援の集い

12月16日(月)袴田事件再審請求審意見陳述

12月25日(水)布川国賠第4回裁判

1月13日(月)13:30～袴田事件即時再審開始を求める

全国集会(静岡市「総合社会福祉会館」7F)

1月22日(水)布川国賠進行協議

## 当面の行動予定

2月24日(月)14:00～市民評議会法制審要請

2月28日(金)18:30～市民評議会セミナー

(指宿信 成城大学法学部教授)

3月5日(水)布川国賠第5回裁判

4月23日(水)布川国賠進行協議

5月17日(土)総会(予定)

桜井昌司CD発売記念ライブ(予定)

6月11日(水)布川国賠第6回裁判

## 発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室  
Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798  
E-mail : [kwntpl53@ybb.ne.jp](mailto:kwntpl53@ybb.ne.jp)

発行責任者 中澤宏